

法定代理受領についてのQ & A

- Q. 1 公定価格とは、どのようなものでしょうか。
- A. 1 保育園等の規模や職員の配置等に応じて国が定めた給付の単価をいいます。
- Q. 2 法定代理受領とは、どのようなものでしょうか。
- A. 2 那覇市が保護者を經由せずに、那覇市から保育園等に直接給付費を支払うことをいいます。
- Q. 3 自宅で子どもを保育した場合、この給付費を保護者が直接受給することはできますか。
- A. 3 保育園等を利用するための給付となっているため、自宅で保育する保護者に対しての給付はできません。
- Q. 4 保育園等は、給付費をどのような目的に使用しているのでしょうか。
- A. 4 保育士等への人件費や、施設を運営するための費用に充てています。
- Q. 5 各年齢の給付金額を教えてください。
- A. 5 別表のとおりです。表の見かたが分からない時は、こどもみらい課入所給付グループにご連絡下さい。
- Q. 6 月途中の入所又は退所の場合、給付費はどのように計算されますか。
- A. 6 在園日で日割した金額となります。
- Q. 7 今回の通知は令和5年度の金額ですが、なぜ今になって通知するのでしょうか。
- A. 7 令和5年度が終了し給付費精算等を行った後の金額をお示しする必要があるため、前年度分を令和6年度に通知することになります。
- Q. 8 なぜ0歳児の方が他の年齢に比べて給付費が高いのでしょうか。
- A. 8 0歳のほうが保育士等の配置を多く必要としているため、金額が高くなっています。
- Q. 9 何を基準として給付費が決まっているのでしょうか。
- A. 9 保育に必要な金額（人件費や事業費等）を積み上げて国が決定した金額が基準となります。
- Q. 10 給付費の金額は、他市町村や他施設も同額になるのでしょうか。
- A. 10 保育園等の規模、園児数、保育士等の数で金額は変わります。
- Q. 11 園内の掲示板を活用し、法定代理受領の文書を掲示していますが、どのくらい掲示すればよろしいでしょうか。
- A. 11 掲示期間は特に定まっておりませんが、各保護者に掲示内容が閲覧できるように掲示期間の設定をお願いします。